

水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書

我が国では、主食用米の生産量を抑制する減反・転作政策を進めてきたが、昨年末、農林水産省から水田機能を有する農地における主食用米から麦・大豆・飼料作物などの他作物への作付転換を支援する水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、令和4年度から5年間に一度も水張りを行わない水田は交付金の対象から除外するなどの方針が示された。

これまでに転作に協力してきた農家においては、この交付金が得られることを見込み、水田に転換作物を作付けして農業を行っている者も多いことから、この見直しに伴い経営の支えとしてきた交付金の対象外となることによって今後、経営困難に陥る農家や離農による耕作放棄地の増加が懸念される。公表された見直しについては、現場の課題を検証しながら進めていくとされているが、農家や関係団体等からは、説明不足との声や今後の経営に関する不安の声が上がるとともに、今後の農業経営の見通しや融資の計画が立てられないなど深刻な影響が生じている。

よって、国会及び政府に対し、今回の見直しに関して説明を徹底し、改めて農業現場の実情を把握するなど、この見直しが農業関係者に与える影響の大きさを認識し、農家の安定した経営を支えるための予算を充実するとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しによる影響について十分に配慮し、下記の事項について、確実に実行するよう強く要望する。

記

1. 将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直しの制度適用を行わないこと
2. 今回の見直しにより、今後5年間で将来的な産地形成の検討を進めていくことになることから、その中で明らかになった様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うとともに、生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援を行うこと
3. 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化し、土地利用型の営農形態となっても生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組めるよう、速やかに新たな支援措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

愛媛県西予市議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣